

**令和7年度第1回茅ヶ崎市文化財保護審議会
下寺尾遺跡群等保存・活用部会 会議録**

議題	<p>議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定及び公有地化について（報告）</p> <p>議題2 令和7年度下寺尾遺跡群に係る活用事業について（報告）</p> <p>議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について（審議）</p> <p>議題4 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の確認調査について（審議）</p> <p>議題5 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の現状変更について（審議）</p>
日時	令7年7月19日(土) 14時00分から15時45分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室
出席者氏名	<p>（出席委員）</p> <p>近藤会長、五味委員、田尾委員、岡本委員、箱崎委員、宇尾野委員 （オブザーバー）</p> <p>神奈川県教育委員会文化遺産課：萩原主事</p> <p>茅ヶ崎市教育委員会社会教育課：大村会計年度任用職員 （事務局）</p> <p>【社会教育課】仲手川課長、守瀬課長補佐、石井課長補佐、三戸副主査、渡邊副主査、田中主任</p>
会議資料	<p>議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定及び公有地化について（報告）【資料1-1、1-2】</p> <p>議題2 令和7年度下寺尾遺跡群に係る活用事業について（報告）【資料2-1、2-2】</p> <p>議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について（審議）【資料3-1、3-2、3-3】</p> <p>議題4 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の確認調査について（審議）【資料4-1、4-2、4-3、4-4、4-5】</p> <p>議題5 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の現状変更について（審議）【資料5】</p>
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	議題1について、特定の個人を識別する情報を取り扱うことから、茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号により一部非公開とします。
傍聴者数	0人

会議録

○（仲手川社会教育課長）

- ・開会のあいさつ
- ・出欠委員の確認（過半数の成立）
- ・傍聴者の確認

○（事務局）

- ・会議資料の確認

○仲手川社会教育課長

ここからは、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第6条第1項に従いまして、近藤会長に進行をお願いいたします。

○近藤会長

暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。令和7年度第1回茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会を開催いたします。委員におかれましては、自由闊達な意見を寄せていただきまして、それから熱い議論をぜひお願いいたします。この暑さですので、途中、ちょっと体調が悪いというような方は遠慮なく申し出てください。

本日は5つの議題がございます。最初の議題1につきまして、個人情報が含まれているため、非公開となります。非公開でよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定及び公有地化について、事務局からの説明をお願いします。

【議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定及び公有地化について（報告）】
（非公開）

【議題2 令和7年度下寺尾遺跡群に係る活用事業について（報告）】

○事務局

令和7年度下寺尾遺跡群にかかる活用事業について、資料2-1を御覧ください。今回、資料では下寺尾遺跡群に係る実施予定事業について書かせておりますが、下寺尾遺跡群に関する事業ということで大きく2つございます。一つは下寺尾官衙遺跡群の国指定史跡10周年を記念した事業を行う予定であります。もう一つは長らく止まっておりました下寺尾遺跡群等保存・活用学習会を復活させております。詳細はこれから御説明させていただきます。

実施予定事業としましては、大きく種類別に6つ予定をしております。1つ目は講演会・シンポジウム、2つ目は、講座・ワークショップ・学習会。3つ目は展示。4つ目はイベント。5つ目は発掘調査・現地説明会。6つ目はその他です。この内容は博物館の事業等も含んでおりますので御承知おきください。

講演会・シンポジウムにつきましては、まず博物館で、茅ヶ崎市文化財保護審議会委員でもございます荒井秀規氏が講師を務めまして、講座を行うというのがございます。同じく博物館で神奈川県富永樹氏が講師になりまして、講座を行う予定であります。続いて、定例的なものになりますが、11月に遺跡発表会がございます。そして下寺尾官衙遺跡群の国指定史跡10周年に関わる部分でございますが、2月14日頃に「官衙遺跡群の整備と活用」というテーマでシンポジウムを

予定しています。また、川崎市が寺院をテーマにしたシンポジウムを行う予定ですので、こちらも連携していきます。

講座・ワークショップにつきましては博物館の事業として「古代あそび体験」、それから「ミニ鬼瓦づくり」を行います。次に下寺尾遺跡群保存・活用学習会と位置付けまして、座学とまち歩きを予定しております。また似たような事業になりますが博物館事業でも、下寺尾のまち歩きを行います。下寺尾遺跡群保存・活用学習会の位置付けで、川崎市の橘樹官衙遺跡群に行ってみようということで市民を対象にまち歩きを計画しております。また、史跡地内に看板の設置を検討しております。看板の設置が終わりましたらそれを利用して、まち歩きを行うという試みもごさいます。

展示については、博物館で企画展示を計画しております。古代高座ということで以前チラシを委員の皆様にお送りさせていただきました。7月26日から展示開始ということで、今準備をしていると聞いております。下寺尾官衙遺跡群の国指定史跡10周年を記念した特別展ということになります。次に定例的な社会教育課の事業になりますが、令和6年度の実施した発掘調査の展示会を博物館で実施予定でございませう。

イベントについては、青少年課の第62回宇宙教室と連携をしまして、茅ヶ崎北陵高校内、つまり史跡の中で星を見るという催しを令和8年1月下旬頃の実施で調整をしております。

発掘調査の現地説明会については、後にまた議題で挙げさせていただきますが、史跡地の隣接地で発掘調査を予定しており、その現地説明会を10月26日に実施する予定です。

その他について、まず史跡の案内看板を設置する予定でおります。また茅ヶ崎北陵高校と調整して、もうすでに展示をしているところなのですが、渡り廊下、それから図書室にパネル・遺物展示を実施しております。また、北陵祭というのが9月19日、20日にございませうけれども、そこで史跡関係のブース出展を調整しているところでごさいませう。小出小学校のコラボ事業ということでこれも例年行っておりますけれども、これから調整の予定になっております。それから、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館アクションプロジェクトでは、毎年季刊誌を発行しているのですが、その季刊誌で下寺尾官衙遺跡群の国指定史跡10周年を取り上げております。それから保存活用計画策定作業ということで後に御審議いただくものがございませう。

次に資料2-2を御覧ください。下寺尾西方遺跡、下寺尾官衙遺跡群を映した地図になるのですが、今、看板を設置しようとしているのは、この図の⑦番、⑧番を検討しております。理由といたしましては、公有地化されており、特に⑧番については、出てきた遺構がはっきりしており、まち歩きをするにあたって、人がとどまりやすいことも考えて選定した場所になっております。社会教育課の希望といたしましては、川津がある②番の付近、③番の付近に看板の設置をねらっていたのですが事業課との調整がつかず、今は⑦番と⑧番の場所について、設置を検討しているところでごさいませう。下寺尾遺跡群に係る実施予定事業活用事業の報告については以上になります。

○岡本委員

資料2-2の地図ですけれども、この一番右端⑧番にかかっている外側環濠のラインですけども、北端の地図が違うのではないかと思います。北側の三叉路にラインがちょうど合体するようにするのが正しいのではないのでしょうか。

○事務局

失礼いたしました。そうですね。環濠の外側環濠の北端の所ですね。ちょっと西側に寄るような、調査区にかかるような形で修正いたします。

○田尾委員

些末なことですが、事業のうちの博物館事業ですが、①と②の講座は、申し込み登録制で荒井氏の講座はすでに締め切っていると思います。委員の方で連絡をすともう駄目ですと言われそうなので、一応申し上げておきたいと思います。あと先ほど岡本委員が言われた地図で、ほかの番号は、何を示されているのかを聞きたいと思います。また、公有地化されている所で、こういった看板を

立てて活用するというのは、良いことだと思うので、順次、看板もずっと遺跡の中を歩いて回れるようにつけていただければ良いかなと思います。以上です。

○近藤会長

活用部分について事務局の見解を教えてください。

○事務局

はい。田尾委員が今言われました資料2-2の番号ですけれども、説明が足らず、大変申し訳ございません。この番号というのが、例えば社会教育課で下寺尾周辺のまち歩きを行う、あるいは丸博の会でまち歩きを行うといった時に、説明のポイントとなっている所を丸番号で付したのになります。看板の設置にあたっては、どういう所に看板があったら良いだろうというのをまず考えまして、我々がまち歩きを行う時にどこで説明しているだろう、どこを説明すべきだろうというのを整理した結果、この丸番号がされている部分でよく説明をしておりますのでその場所にあったら良いと思った次第です。その中から、条件が合う場所を調整した結果、⑦、⑧の部分で、看板の設置を検討しているところでございます。

○田尾委員

結構です。ありがとうございます。少しずつ継続的に増やしていただければと思います。

○近藤会長

それと市外から来る人たちそれから市内の人たち、両方に答えるのは難しいでしょうけど、よろしく願いいたします。

○箱崎委員

今の看板の件なのですけども、今のところ14から15か所ぐらいあると思いますが、やっぱり統一的な表現の仕方とか、用語の使い方をした方が良いだろうと思うので、全体を一定程度見据えた上で、今回はこの場所でこう作りますという形の方が良いと思います。五月雨式に作っていくと、前に使った用語が適切じゃなかったみたいなことになり、直さないといけなくなってしまう可能性があったり、違う表現になってしまったりすることが出てくる可能性があります。できたらやっぱり全体のランドプランみたいなものを作ってから、進めていく方が良いのではないかと思います。

○事務局

はい。ありがとうございます。そうですね。五月雨式に作成していくと、統一感のないようなものになってしまいますので、次の保存活用計画もでございますので、その辺を踏まえた形で、看板等の設置も検討してみたいと思います。

○近藤会長

その他はよろしいでしょうか。ぜひ具現化をしてください。それでは先に進めます。議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について、ここは審議となっておりますので、議論を行いたいと思います。それでは事務局、説明をよろしく願います。

【議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について（審議）】

○事務局

資料3-1から3-3まで配らせていただいております。史跡の保存活用計画についてということで、まず前回の部会から時間が空いてございますので、経過概要の方から御説明をさせていただきます。まず、史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画につきましては、平成30年度から令和6年度

まで延べ6年の検討を進めてきました。令和6年10月1日に文化庁と打ち合わせをしております。神奈川県も一緒に打ち合わせをしております。その打ち合わせによって、下寺尾西方遺跡の弥生環濠集落の部分と史跡下寺尾官衙遺跡群の二つに史跡を対象にした保存活用整備計画というのを補助事業として認めると言っていただきました。これを受けまして、これまで下寺尾西方遺跡の保存活用計画を検討して参りましたが、令和6年度まで検討した保存活用計画につきましては、「史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告」ということで、報告をさせていただくとともに、令和7年、令和8年度において、この二つの史跡を対象にした保存活用整備計画の策定に引き継いでいく取り扱いにしたいと考えております。二つの史跡の保存活用整備計画につきましては、プロポーザル方式を考えておりまして、その準備を進めているところでございます。

まず二つに大きく区切ってお話をさせていただきたいと思っております。まず一つは、史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告の案についてです。冊子を配らせていただいております。この内容というのがこれまでの保存活用計画でして、検討していただいた内容を検討報告という形で体裁を整えております。また、内容につきましては、一部再検討して構成を行ったものになります。書き加えたところといたしましては、検討報告の1ページに保存活用計画検討報告作成の経緯というのを新しく加えております。ここでどういう経緯で、検討報告という形で報告となったかを書いております。その部分については大きく書き加えておりますので一度御確認をお願いできればと思っております。後の内容につきましては、検討したことをベースに作っておりますが、一部事務局の中で調整したものもございます。また、附編の方も付けておりまして、この検討報告の前半部分につきましては、下寺尾西方遺跡の内容を中心に書いてございますが、附編につきましては、重なる史跡の保存活用に関わる内容を書いてございます。最終的にこの検討した内容を二つの史跡の保存活用整備計画に引き継いでいきたいと考えているところです。

資料の3-1の3番に参ります。この二つの史跡を対象にした保存活用整備計画について、ここでは下寺尾遺跡群保存活用整備計画と書いておりますけれどもコンサルタントを委託する予定でおります。それに伴ってプロポーザル方式による業者選定の準備を進めております。その手続きが7月、8月、それが終わりましたら9月の初旬には契約が完了する見込みになっております。そうしますと、9月以降から本格的に策定作業ということになります。この保存活用整備計画の策定につきましては、令和7年度、それから令和8年度の2か年の策定スケジュールとなっておりますが、単年度ごとの契約になっております。令和7年度中には、保存活用整備計画書の骨子の作成を目指して、令和8年度にはパブリックコメント、それから内部調整を行い、計画書の印刷を行う予定と考えております。また、この策定作業に当たりましては、下寺尾遺跡群等保存・活用部会、それから神奈川県教育委員会、文化庁の御指導御助言をいただきたく考えております。平成30年度から令和6年度までの長い期間、検討を進めてきた西方遺跡の保存活用計画ないし検討報告につきましては、このタイミングでしっかり社会教育課として出すということと、このコンサルタントの委託から、少しステージを変えて、保存活用整備計画を策定していきたいと思っております。新しく作る保存活用整備計画ですけれども、これまで議論の中で、もともと平成30年、31年当初では下寺尾西方遺跡、それから下寺尾官衙遺跡群の二つを合わせた保存活用計画を作るべきだという意見がございましたが、文化庁との協議の結果、単独で作ることになり、それを検討していましたが、改めて文化庁との調整を行ったところ、二つの保存活用計画の補助事業が認められたという経緯がございます。その中で、西方遺跡の検討報告を作ってきたわけですけれども、やはりそこで、課題となっていたのは、コロナをはさんでしまったのがあるのですけれども、この整備に係るスケジュールのスピード感が非常に遅いと委員から御指摘いただいたところでございます。また、この二つの史跡があることによって、整備の具体性が示せず、青写真がなかなか描きづらいというような課題がありまして、やはり単独で西方遺跡の保存活用を整理したとしても、なかなか直接的に整備に結びついていかない。単独ではなかなかできないという方向性がありました。そのため、次に作る保存活用整備計画につきましては、あえて整備と入れておりますけれども、多分に整備計画の内容を盛り込んでいく内容にしていき、可能な限り、皆様にこの青写真が分かるような方向で作っていきたいと思っております。二つの史跡の保存活用整備計画を作るというのは前例がございませんので、こ

ういった課題がある中でやはり従来の進め方というよりは、少し柔軟に、スピード感を重視して保存活用整備計画を作って、この遅れを取り戻したいと考えております。この令和7年、令和8年が過ぎて、すぐにでも設計施工に結びついていけるように努力をしていきたい。それにあたっては、まずはこの保存活用の検討報告をしっかりと整理をして、そしてステージを変えて、この新しい整備計画の議論に注力をしていきたいと思っております。令和7年度末には骨子ができるように、何とか進めていきたいと考えているところでございます。なかなか厳しいスケジュールではあるのですが、部会の皆様の御協力を何卒お願いしたいと思っております。史跡の保存活用計画の御説明については以上になります。

○近藤会長

次の議題4も重なりますので、それを先にお話を伺いたいです。

【議題4 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の確認調査について（審議）】

○事務局

承知いたしました。そうしましたら、議題4史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の確認調査についての御説明をさせていただきます。資料4-1を御覧ください。令和7年度下寺尾西方遺跡確認調査実施計画案になります。本来的には確認調査をするに当たりましては、調査地点を複数挙げさせていただきまして、委員にお諮りして、御助言をいただくところではございましたが、理由がございまして、調査地点をすでに決めております。調査の内容について御議論いただきたいと思っております。今回このような形に至った経緯につきましては、本来的に史跡の調査というのが、明確な目的を持って、こういう隣接地でこういう遺跡遺構が確認されているからその確認をする等、整備のために必要な確認調査になっております。当初に計画しておりましたのは茅ヶ崎北陵高校の中で、官衙関連の遺構を中心に確認しようと考えていたところなのですけれども、今ちょうどプロジェクターの方に映してございます緑の線の範囲で調査計画を検討していたのですが結果的に赤の線の範囲になったということになります。茅ヶ崎北陵高校内で掘るということになると、調査範囲が非常に限定されるというのがございます。従って、そうした状況ですと、目的の遺構を確認できなかつたり、また新しい状況が出てきたりして、少し掘り散らかしのような状況になっておりましたので、ここは明確に目的が達成できる場所、つまり整備に直結できるような場所を選定しようということで、土地所有者様へかけ合ひまして、今回この赤線の囲まれた地点、下寺尾西方529番の1、530番の1という場所で調査することを考えております。委員の皆様におかれましては、もちろん調査地点の選定について御意見をいただければと思っておりますし、これから御説明いたします調査の方法につきましても、御意見をちょうだいできればと思っております。資料4-4、4-5を御覧いただければと思っております。今回調査を考えております場所を少し拡大して、作業ヤード等調査計画図を示したものになります。この場所につきましては、2001年ごろに社会教育課職員が東西に長いトレンチ調査を入れております。その時に弥生時代の環濠、それから、おそらく移転した正倉ではないかと考えられるローム土がブロック状に含まれた地業の範囲というのが確認されております。移転した正倉かどうかはまだ議論がありますけれども、そういった調査がされている中で、実はその当時、日本測地系で測量したというのもありまして、少し調査区の位置が不明確になっています。そのため、まずは過去の調査区の場所をしっかりと把握するというのと、今回環濠はもちろん、この事業範囲というのを、やはり平面的に広くとらえると、これまでトレンチ調査が多かったものですから、何となく端はとらえているけれども、全体を見ているような状況ではなかったということになりますので、そういったことも踏まえて既往の調査の範囲を少し噛み合せながら、長方形にまず一区という形で開けたいと思っております。一区200平米、それからそれに接するように二区を170平米で考えておりますが、まずは一区を考えております。そこで遺構の分布状況を確認いたしまして、この二区につきましては、部会の皆様また神奈川県、文化庁の御意見をいただきながら、全体ではなく、部分的に調査をするということも考えております。調査の

全体のスケジュールもございますので、まずはこの一区を開けた状態で御意見いただきまして、二区の調査する範囲というのを決めていきたいと考えております。ここでは、弥生時代の環濠、それから古代の遺構の方を確認したいと考えております。発掘調査の御説明については以上になります。

○近藤会長

はい、ありがとうございます。下寺尾官衙遺跡・西方遺跡の今後ということでお話を伺ったのですが、この件に関しては、田尾委員どうぞ。

○田尾委員

議題の3と4は少し性格が違うものなので別に行ったほうが良いと思いますが、先に議題3の方で、事務局が先ほど御説明した保存活用整備計画の位置付けを、教えていただきたいです。経緯については、我々もずっと見てきているので、承知しているのですが、普通ですと保存活用計画を作成した後で整備基本計画に入ると思うのですが、先ほどの事務局の表現ですと保存活用整備計画が保存と整備、両方を合わせた形で、なおかつ整備のことをふんだんに盛り込んでというふうなことを言われましたが、それは整備基本計画ではないですね。ということは、この保存活用整備計画を作ったことに、さらに整備基本計画を作って実施するというふうな理解なのか、もうこの保存活用整備計画にそういった整備基本計画の性格を取り込んでいくのか。これまさにスピード感として全然違うので、その辺を少し説明してください。

○事務局

はい、ありがとうございます。事務局の考え方としましては田尾委員の言われたものの後者になります。保存活用計画の中に今言った整備基本計画の内容を取り込んで、整備計画としても機能していきたい。つまりその次には基本構想とか基本設計整備基本計画ではなく、設計あるいは施工というようなスピード感を持って行いたいという意図があります。もちろんこれはすんなりいくかという課題もあります。本来的には保存活用計画を作って、次に整備基本構想ないし整備基本計画という段階を踏んで、設計等に入っておりますけれども、今回二つの史跡の内容を整理してみて、やはり整備の内容を盛り込まなければ保存活用も非常に抽象的なものになって、終始してしまうような課題もございましたので、もちろんこれはこれからの調査と調整事項になるとは思いますが、整備の内容をしっかりと入れ込んだ上で、整備基本計画としての位置付けも入れて、策定をしていきたいと考えております。

○近藤会長

これは計画を少し変更していくということになると思うのですが、その着地点はどこになるのですか。来年度とか再来年度も含めてちょっとお話を伺いたいです。

○事務局

これから新しく作ろうとしている保存活用整備計画の主にスケジュールですけれども、策定年度は令和7年度、それから令和8年度の2か年を考えております。令和7年度につきましては、この保存活用整備計画の骨子を作る段階までいきたいと思っております。ここまでが補助事業として考えております。令和8年度につきましては、パブリックコメント、その後に内部調整、それから当然市民の方にも御意見をいただきながら、最終調整をしていくという段階になると思います。また冊子としても印刷をする予定でございますので、令和8年度につきましてはそういった作業になるかと思っております。ただ、整備の内容を多分に入れ込むということで、令和8年度につきましては、補助事業になるかどうかは調整になると思っておりますし、整備計画の代わりだというふうに考えれば十分価値のある作業であると思っております。

○近藤会長

やり遂げる目途はついているのですか

○事務局

この保存活用整備計画の策定にあたって本来的には年度当初から動き出して、プロポーザル方式の業者選定ももうちょっと早くできれば良かったのですが、今7月の時点から動き出しているような状態になりますのでスケジュール的には非常にタイトなものになります。ですが、そこは何とか皆様と協力をして進めていきたいと思っています。

○近藤会長

大村オブザーバー、当初の計画の発議者として大村オブザーバーに伺うのですが、このような変更、それからその先の見通しについてはどう評価しますか。

○大村オブザーバー

基本的には単独の史跡の場合には先ほど田尾委員も言われたように、保存活用計画があってその後、整備基本計画を作成して、それから実施の設計という順番を経ていくことになるかと思います。ただ下寺尾遺跡群の場合には、そういった単独ではなくて複数の史跡がある。そして、範囲が広い。そして、いろいろな課題も抱えているというようなことも含めて、先ほど事務局から御説明があったように、平成30年から令和6年度まで時間が経ち、委員の皆様からも、スピード感の問題が一つありました。それからコロナ等の自然要因があったということでも遅れたということもあるかと思えます。それぞれの西方遺跡の検討を進める中で、これは前からも指摘があったのですが、やはり二つの史跡を合わせて考えなければ、その目に見える部分の整備、最終的に保存の整備の青写真というのは、基本的な考え方をきちっとしないと難しいだろうという議論もある程度出ていたと思います。こういったことを踏まえて、文化庁に二つの史跡を合わせた形で進めていくと御理解いただいたと思っています。加えてやはり地域の方からの御希望だとか、いろいろな部分の進捗の度合いを鑑みると、ある程度のスピード感が必要だろうというふうに思っています。これからゼロから始めるわけではなくて、古代についてはすでに作って、それを一部履行しているところもあります。その見直しがあって、西方遺跡についてはそれこそ6年近く行ったものがある訳ですので、その整合性を図りながら、短期集中的に検討を今年度行って、二つの史跡の保存活用計画、これ全国で行ったことが多分ないと思うのですが、そういう視点でまとめます。そしてそれに基づくと、どうしても最終的な形を描くというものもその中でイメージを作らない限りは進まないと思います。そこまで念頭に入れた保存活用計画を議論する必要があるのではないかと考えています。そうした目標の中で事務局が骨子と言いましたけど、そういう整理がされたものを基に、具体的に、例えばどういうふうなゾーニングをするとか、保存活用の具体的な整備手法だとか、いろいろな全国で行われている事例等も含めながら、具体的な形を議論していく必要があるので、それは2か年目に、いろいろな方の御意見を入れながら最終的にいわゆる基本整備計画なのですが、少なくとも基本構想、整備構想ぐらいの道筋を立てるぐらいまでの成果品でなければ、この後に何箇年かけて整備計画といっても、ますます時間が経って、最初の課題が解決されているかどうかという問題になるので、スピード感が必要かと思えます。そういった意味では、事務局がチャレンジ精神も含めて行っているということ、私もある程度そこは思っています。文化庁の方としても、今まであまりない事例だと思いますので、むしろ相談を密にしながら、「こういうところを進めていきたい」「こういう方法で行いたい」というふうに、進めていく必要があるのではないかと考えています。もちろん神奈川県との全面的な協力が必要だと思っています。私の感じていることは、そういう形なので、進めていっていただきたいと思っています。

○近藤会長

ありがとうございます。萩原オブザーバー、神奈川県のお立場で御意見をいただけますか。

○萩原オブザーバー

田尾委員がおっしゃっていただいた、まず保存活用計画を作ってから整備計画を作るというのはもちろんセオリーの進め方にはなります。ただ、以前文化庁にも御相談をさせていただいて、そこまで整備計画を練り込んで良いのかというのは今後の調整の課題が一つあります。プラスアルファで仮に整備計画を練り込むとしたら何箇年を見込んで、どこまでの計画を整備計画に記載するのかというのも重要なポイントになってくると思います。その整備計画を作ったことによって何年間有効かというところがポイントになるのではないかとともに思います。仮の話なのですが、今後整備に当たって現状変更を出しますとなると、もちろん根拠資料を文化庁から求められるので、大体保存活用計画だとか整備計画に記載されていないとまず整備できませんというのが許可の条件にはなってくるので、できれば書けば書くほど、今後の整備にするにあたっては有利と言いますか、根拠にはなってくるので、そこも大事なポイントなのかなとは思っております。ただ、大村オブザーバーもおっしゃってくださったようにもちろん調整が必要なものにはなりますので、今後文化庁と密に調整をしながら、計画を進めていければと思っております。

○近藤会長

はい、ありがとうございます。宇尾野委員どうぞ。

○宇尾野委員

最初に、今年の遺跡の発掘調査の市民への公開の時期と、私どもの下寺尾遺跡文化祭の日を合わせていただいたこと、非常に感謝申し上げます。これはですねやっぱり何を行うにしても人が集まらなきゃ意味がないということで、私もそうなのですが、日にちを合わせただいて両方に興味がある方が来ていただけるということは非常にありがたいと思っております。

その次に整備計画の業者選定なのですが、このプロポーザル方式による業者選定と書いてありますが、いろいろなことを言われて、この策定の業者を選定されると理解をしたのですが、この前の3月に川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市の三市の国史跡指定10周年記念のシンポジウムがありまして、その時のお話を伺っていて、活用の方法というのが随分変わってきたなと感じました。当初は教育的活用というのがメインだったかもしれませんが、それからだんだん観光的活用などいろいろな活用が出て参りました。その活用というのは、やはり人が集まらなければ何の意味もないですね。やはり文化財は活用しなければ意味がないという考え方に変わってきていると思います。ぜひ業者の選定をなさる時に、非常に皆さん悩んでおられるのですが、どうすれば、何をすれば、人が集まるのかということを考え、計画の中に入れて欲しいと思います。そういうものだけじゃなくて、この前のシンポジウムで言われていた「コト」とかですね、何をするのかというのが、今後の活用という意味では重要な言葉になるのではないかと、その辺まで考えを及ぼしていただいて、ぜひその整備活用計画になるような業者選定をお願いしたいと思っております。

○近藤会長

ありがとうございます。

○田尾委員

先ほど整備計画のところ、お聞きしたのはやはりスピード感の問題だったので、二つ合わせた保存活用計画に整備をかなり取り組んでいきたいというふうなことを聞いて、ちょっと安心をしました。

○近藤会長

箱崎委員、どうぞ。

○箱崎委員

整備基本計画を含んでいるという内容ですので、もうちょっと長期的に見るとこの後も基本設計が入ってですね、実施設計をして、実際の施工が数年後には工事などを行っていくということになるという理解で良いですか。

○事務局

はい、事務局としてはそのように考えております。今ちょうど実施計画事業について、令和8年から令和12年の総合計画に係る今後5か年の計画書を提出しておりますが、その中でも、今言われた設計、それから施工について内容を入れ込んでおります。もちろんそれについては、調整の結果次第というところにはなるのですが、事務局としてはそのように考えておりますので実施計画の位置付けにも注力しております。

○箱崎委員

ありがとうございます。位置付けとしては、二つの保存活用計画を合わせて、それプラスして具体的な整備内容についてもある程度視野に入れて考えないと、その保存活用計画自体もなかなか考えに及ぶのは難しいというところは分かりました。しかし、少し引っかかっているのは何なのかちょっと私もよく分からないのですけれども、すんと落ちないというところが気になっています。これは今保存活用計画の性格を帯びているので、国の認定をもらうとかそういったところもちゃんと行えるということなのでしょうか。

○事務局

どちらも整備基本計画あるいは整備基本構想の内容を盛り込んでいく、その代わりにもなるというようなことについては、今後の調整の部分になってきます。ただ保存活用計画という位置付けがありますので、もちろん国に相談をして認定をいただけるように今後調整をするというところでございます。

○箱崎委員

そこはちゃんと認定をもらわないと下寺尾官衙遺跡群の方は保存活用計画があって、認定もらっているということだと思いますけども、西方遺跡の方は今のところはそれがないという状態になるので、保存活用整備計画がそれに代わるものになるということをしっかりうたって、ちゃんと認定もらって、こちらで主導的に整備が進められるようにしていかないと、意味がなくなってしまう恐れもあります。性格が違うから駄目ですよというようなことにはならないようにしていく必要があるだろうと思います。それと、これまで検討してきたものですけども、これは内容を盛り込んでいくというのは分かったのですが、これを保存活用計画にできなかったというところがやっぱりその二つの重なる史跡について、十分検討できてなかったからってことですかね。検討報告はもう保存活用計画にしまえば良かったのではないかとこのところについてはどうだったのでしょうか。

○事務局

保存活用計画検討報告となった背景ですが、具体的に申し上げますと、特に調査研究の部分、さらに言ってしまうと整備の部分でございます。この冊子の62ページの図11を御覧ください。あくまで端的に申し上げるところですけども、この図11の整備対象要素の関連イメージという図がございます。これは下寺尾西方遺跡の弥生時代の環濠集落のことを考えて作った整備対象要素の関連イメージ図になります。ここには当然ながら、下寺尾西方遺跡の弥生の集落、それから環濠をメインにして、未確認の墓域生産域等も視野に入れながら作っている関連イメージになります。これをベースに保存活用計画全体を作っております。そのため例えばパブリックコメントあるいは市民の方から御意見を伺ったときに、我々としては、もうすでに分かっているわけですが、この通りにはならない。御指摘を受けた時にこの通りにはならないのだけれども御意見伺いますというような非常に矛盾をはらんでしまうというようなことがございます。とりわけ、この整備について、単

独自の史跡の保存活用計画ではなかなか整理がしにくい。保存活用計画書として世に出しにくいというのも実際にはございました。そういった内容をやはりクリアするためには二つの史跡を対象にした保存活用計画が必要であり、この史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画については検討報告ということで、まとめさせていただきたいというようなことでございます。

○箱崎委員

はい、承知しました。当初は二つの史跡を合わせた保存活用計画を作ったらと言ったと思うのですが、途中で西方遺跡の保存活用計画は別で作成するという話になり、そこから考え方がちょっとずつ変わってくるのは仕方がないと思いますが、少し遠回りをしてしまったかなという雰囲気があります。以上です。

○大村オブザーバー

箱崎委員が言われたように、最初の時は西方遺跡の保存活用計画のところに、要素として古代の部分があるので、それを加味した形で検討していこうということで一、二回そのまま進めたのですが、この方向でいくというのを文化庁に説明に行った段階で、状況は分かるという話だったのですが、その後すぐ文化庁の方から御連絡をいただいて、基本的に補助対象となるのは単独の遺跡なので、弥生時代の西方遺跡の保存活用計画を単独で作りなさいという部分がありました。そこから急遽練り直しという形で進めた経過がございます。その後進めていく中でこれは箱崎委員もおっしゃったように、やはり重なるところの問題点とかを整理しないと、西方遺跡を語るにしても、また古代の方の見直しをする時にも、いずれにしてもそのハードルを超えないといけないということが、結局余計明らかになったということでその議論を先延ばししてしまったという嫌いがあります。取った方法としては、西方遺跡の保存活用計画に附編をつけていこうという、そういう手法も目指して行っていたのですが、やはりその整備の部分の項目で進めていくと、明らかに現実的ではない。理想を書いておいてそれを認定してもらって進めるといっても現実に土地は一つですから、やっぱりそこに無理があるということになったので、これだけ議論したものは結果として残しておいて、そして二つを合わせた保存活用計画をもう大分議論しているので、その整合性を取るような話し合いを今年度の中でじっくり行って、課題を踏まえて作っていきたい。そして、望まれる青写真をきちっと描いていくところまで行えば、この6年間も無駄じゃなかったと思っています。それから、その整備計画がなければそのあとの文化庁云々というのはもちろんあります。ですからこの膨大な面積を持つ下寺尾遺跡群ですので、先ほどの看板もそうなのですがランドデザインは取りながら、実際の設計業務というのはやっぱり年度ごとに詳細設計も含めて進めるというように見直しをしながらでも行っていくという手法が必要かなと思っています。実態はそうではありませんが、皆様からすると、立ち止まっている状況に見えているものに関しては、やっぱり動いている感じも含めて、進めていった方が良くはないかと思っています。以上です。

○箱崎委員

我々もこの西方遺跡の保存活用計画作りながら、こうした方が良く、ああした方が良くといういろいろ言って、一生懸命、事務局も行っていただいたと思いますので、無駄ではなかったと思います。このような史跡が今後出てくるかどうか分かりませんが可能性としては十分あるので、そうした時に同じような問題をはらんでいきますから、そうした経緯をやっぱりしっかりと書いて、文化庁からこういう指示をもらったから、こうしたのだということまでちゃんと書いておいてもらえれば、この後続の史跡も当初から二つの保存活用計画を一緒に作ろうとか、そういった動きになっていけば、我々が行ったことは無駄でなかったと思います。ぜひその辺の経緯は、細かくても構いませんから、しっかり書いていただくというのが良いと思います。今回のところでも少し触れられていると思いますが、改めてその保存活用整備計画の中に触れていただいたらどうかと思います。それと検討報告は保存活用整備計画ができてしまったら、ほとんど世に出るようなことがないようなことになってしまうかもしれないのですが、補助金が出ていて、冊子として刊行するということ

になるのでしょうか。

○事務局

検討報告につきましては、補助金をいただいておらず、単費で行っているものになります。実態としてこの社会教育課として、この検討報告を出させていただいて部会の御指導御助言をいただいたという整理をしております。実際に冊子にするかどうかについては、まだ未検討な部分になりますので、逆にこういうふうに出した方が良いというのがございましたら、御意見いただけますと幸いです。

○箱崎委員

これやっぱり保存活用整備計画ができてしまったら、下寺尾官衙遺跡群の保存活用計画とセットになった形で、これはあんまり活用されることがないような冊子になってしまう可能性はあると思います。しかし、我々が行ってきた成果でもあるし、苦勞の結晶のようなものですので何とかしたいという気がします。冊子体でなくても、ウェブで公開でも良いと思うので、公開して世の中に出るような状態にはしておいていただくのが良いだろうと思います。全国遺跡報告総覧を文献で利用したことがありますけども、あそこに載せたらほぼずっと残っていくようなことになると思いますので、そんな形でも良いと思いますから、公開して見られる状態になったら良いと思います。

○大村オブザーバー

検討報告なのですが、先ほど私も少し言いましたが、パブリックコメントをかけていないとか、いろいろな部分の中で通常の手続きを経ることができなかったということがあるのですが、内容は、弥生時代の西方遺跡の本質的価値であるとか、いろいろな内容が盛り込まれているので、これは私はきちっと残すべきだと思っています。二つの史跡の保存活用計画を行うにしても、これが基にならないといけないと思っています。いわゆる文化庁が言った古代の保存活用計画と対比して西方遺跡の保存活用計画ができて、そして今度は二つの計画を合わせた。文化庁はそれぞれで整備計画を立ててくださいと、もしかしたら言ったかもしれないのですが、議論をしたり、考えたりした結果、こういう課題とこういう方法があるのではないかということになったわけですから、先ほど箱崎委員が言われたようにこの経過はきちっと残しておいて、これから出てくる例えば二つの史跡でなくても、史跡の中に絡んでくる複合遺跡を重要視していくにはどうしていくかというのに参考になるためにも、やっぱりこれは形として残すべきだと思っています。社会教育課で出すか、部会の名前で出すか、はたまた教育委員会です出すか、私はやっぱりここはきちっと議論をしていただいて、世に問うものだと思いますので、きちっとした形でウェブも良いでしょうけど、刷り物として庁内印刷でも良いですけどやっぱり残すべきだと個人的には思っています。以上です。

○宇尾野委員

また地元の話ですけれども、先日ここ下寺尾を含んだ茅ヶ崎の小出地区情報交換会、行政と地元の情報交換がありまして、そこで教育推進部長からのお話で、今もう実施計画の中でまとまっている地域があると。例えば下寺尾廃寺跡なども5500平米もう少しあるのですかね。そういうところから整備を始めていっても良いのではないかと、地元としてはやっぱり見える形が欲しいです。そうでないとだんだんもうちょっと皆さん嫌気をさしてるっていうところもありましてね。やはりそのすべてができるということじゃなくて、暫定的にでも、一部でも、作っていただくということの方が、見える形で、ありがたいというふうに思っております。

○萩原オブザーバー

大村オブザーバーもおっしゃってくださったように前回の部会でも委員の先生方から公開するべきだという意見をいただいたと記憶しています。当県としても文化庁に以前、二つの史跡をまとめて作らせてくださいと相談させていただいた際に、茅ヶ崎市の方から西方遺跡については単費で作

りますと文化庁にお伝えしているのです、何かしらの形で公開するようにしなければ、ちょっと文化庁に示しがつかないと言いますか。こういうのを作りました、その上で二つの史跡の計画を作らせてくださいという形のお話はしていますので、何かしらの形で公開できれば良いと思っております。

○箱崎委員

少し話が戻ると先ほどの看板の件ですけれども、本来的に言えばその看板もこの保存活用計画、整備計画の中でどういった形にするかということはある程度決めてから作っていく方が良いだろうと思うのですが、今回作る看板はもう恒久的なものとして作っていくのですか。例えば仮設で作って、我々がこうやって説明をしたりするのに必要だからと手弁当で看板を作っていくって、ちゃんとしたものはもう少し計画ができた後で作っていきますという方法も考えられると思いますけれども、ひと手間かかることになってしまうかもしれませんが、今のところはどのような計画なのでしょう。

○事務局

看板につきましては、置き型、仮設の暫定のものを考えています。まち歩き等をする時に今は実質看板があるのが、七堂伽藍の広場の部分だけになりますので、その部分を補完するように、少し離れた所に、あくまで仮設の置き型を考えて本整備の際には、また内容について検討するというものになります。

○箱崎委員

分かりました。そしたらもう、どんどん進めてもらったら良いと思います。お金の問題があるのでしょうか、もう仮設であれば15か所の所でどんどん設置して、あとは本整備の時にちょっとその反省を踏まえて、ちゃんとしたものを作ることができると思うので、逆にどんどん進めた方が、本整備の時にはよりバージョンアップしたものができるといい気がします。以上です。

○近藤会長

御説明いただいた現地での発掘調査の議題については、何か御提言ありますでしょうか。

(発言なし)

○近藤会長

お認めいただいたということで、さらに先に進めます。議題5 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の現状変更について、説明をお願いします。

【議題5 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の現状変更について（審議）】

○事務局

資料5の説明をさせていただきます。史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の現状変更について、今回、史跡の指定がなされた場所で、所有者が民間の方になりますけれども、現状変更の申請が来ております。資料に沿いますけれども、国史跡の下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡内の場所の方が、所在地で言いますと下寺尾547番の1、他、2筆でございます。資料の裏面の方に地図を載せてございます。場所が茅ヶ崎北陵高校のグラウンドの東側になります。当事業範囲としては指定地外の所も含むのですが、大部分が指定地の中に入っているところでございます。申請の内容につきましては、駐車場を作りたいということです。工事の内容につきましては、碎石で20センチ盛土をしてその中に収まるように基礎20センチ、高さ1.6メートルのネットフェンスを設置するという内容でございました。その他、史跡地以外でも周辺の土地を含めて、事業を行いたいと申請ではなっております。近隣の遺跡の状況なのですが、この事業範囲の中で第6次確認調査を平成30年度に実施しております。そこでは、弥生時代の環濠も確認され、さらに古代の堅

穴建物、それから版築遺構、先ほどの確認調査の方法でも少し触れましたけれどもそういったものが確認されております。掘削自体はないのですが指定地内で現状を変えられるということで申請を出していただいております。事務局の方で考えております対応につきましては、個人による掘削、碎石盛土の範囲内に収まることとなりますので、史跡自体に抵触する可能性は低いだらうと考えております。従って、現状変更許可申請につきましては、条件を付して許可することで調整を進めたいと考えております。なお、許可条件というのは、工事の際には指導を受け、立会いを求めること。それから指定地外の部分も、事業範囲に含みますので文化財保護法に基づいた届出を提出することという条件を付すことを考えております。この国史跡に対して現状変更の許可申請が出されておりますので、このような考え方で許可する形でよろしいか御審議のほどお願いいたします。

○箱崎委員

その図ですが、ちょっと線がたくさんありよく分からないのですが、事業範囲というのはその全体のことですか。その色が付いている所が指定地ということですか。どれが現状変更申請されている範囲なのか、その事業をする所はどこなのかその図だとよく分からないです。

○事務局

はい、申し訳ございません。今回の事業地の範囲というのが、この外側の赤の線になってございます。指定地につきましてはこのピンクのトーンがかかった範囲になってございます。写真につきましてはこの指定地の範囲を表示させていただいております。

○箱崎委員

わかりました。ありがとうございます。そして、ネットフェンスをつけるというのはその外周にネットフェンスがつくということですか。

○事務局

内容としては、外周部にネットフェンスを施工するとの申請になっております。

○岡本委員

先ほどの地図の茶色で埋めてある所が現状変更の場所ですね。それで南西側の隅、これは家が建っている所ですか。今回の第6次確認調査の北側になるわけですね。建っている家を壊すということですか。

○事務局

はい。事業内容につきましては、岡本委員がおっしゃったように現況で集合住宅が建っております。お聞きしましたところ集合住宅を解体して、事業を進めると言っておりましたが、まだその辺の調整がされていないようなこともおっしゃっていましたので、これから進捗するものと考えております。

○岡本委員

そんなに深くない所にあつたと思いますけれど、ちょっと慎重に進める必要があります。あと東側は更地なのではないですか。

○事務局

そうです。更地になっておりまして一部墓地が一角あつたと思います。

○岡本委員

はい。慎重な対応が必要というところです。

○箱崎委員

そうすると、集合住宅が建っていて、その基礎も抜いて、その上に砕石20センチしてということですが、どちらかというと立会いをしないとイケないのは、解体するときの方が慎重にしないとイケなくて、そのネットフェンスを建てるときは、砕石してその中に基礎を埋めるというのであれば、そうたしたことはないかなと思います。

○事務局

少し事務局の方で整理いたしますが、この事業範囲というのは、この指定地と指定地外を含むものになっておりまして、現状変更が出されているのが、この指定地の部分、この集合住宅にかかってない部分になりますので、この現状変更の中で、どこまで条件を付すかというのが、ちょっと課題ではあるのですが、いずれにしても、委員の皆様おっしゃったように、割と浅い所から出ていたりして、解体の時には当然影響を受けるかと思っておりますので、事業者と調整をして解体時には立会うことというのも、できれば条件の方に付す等を検討したいと思っております。

○岡本委員

少しいいですか。南側の所は凹んでいますが、これはなぜですか。

○事務局

これは地境で、あくまでこの事業範囲はこの線の範囲を考えているということです。土地の所有者がおそらく違うのだらうとは思いますが。

○大村オブザーバー

これは事務局の方で検討していただきたい部分とあと委員の皆様の件もあると思うのですが、許可の内容に条件を付してというところなのですが、これ現状が変わる時の形だと思っておりますけれども、指定地がかなりの場所を占めていますので、先ほど話を進めていた整備計画等によっては、この部分というのは結構なウェイトを占めてきます。特に弥生とか、いろいろな古代の移転した正倉などがある可能性もありますので、事業者の方にはそういった背景も付して、恒久的な計画ではなくて例えば、整備計画が進むときには協力をお願いしたいとか、こちら側の意図を伝えておいた方が、次の時に協力をしていただけるのではないかと思います。最終的には公有地を目指すということで、それも踏まえてお話をしたほうが良いと思っております。

○事務局

ありがとうございます。大村オブザーバーがおっしゃるように、かなりの敷地の面積を占めておりますので、そのような御協力が得られるように許可条件の方をもう少し見直したいと思っております。

○萩原オブザーバー

すみません。今建っているアパートの所はそもそも指定地ではないという認識でよろしいですか。はい。分かりました。それでは特に問題ないです。あと、他市の事例ですと、フェンスなどを建てるときに景観的な面でも見られますのであまり派手な色を用いないようなことを事業者にお伝えください。以上です。

○事務局

ありがとうございます。

○近藤会長

私から事務局に一点お願いがあります。会議を設定する日時についてですが、今年度の会議日程

を去年の11月ぐらいに決められましたが、日程打診が早すぎて、責任もって受けづらいとの意見が2、3人の委員からありました。仮日程を定めておいて、その後正式な調整を取るといった方法もあると思いますので、御配慮をお願いします。

○事務局

日程調整につきましては配慮が行き届かないところがございますで大変失礼いたしました。今後気をつけながら進めていきたいと思えます。次回の第2回の会議では、今後の保存活用整備計画の骨子案を作っていくところの御審議を進めていただきたいと考えております。また、今年度の確認調査の地点に移動いたしまして、現地の指導をいただきたいと考えているところでございます。そういった進捗具合も考えまして、日程をできれば10月上旬頃を考えているところではあります。本日欠席の委員もいらっしゃいますので、改めて日程調整の連絡をさせていただきます。3回目、4回目の会議につきましてもその進捗具合見ながら調整していきたいと思えます。

○仲手川社会教育課長

以上をもちまして、令和7年度第1回茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会を閉会いたします。皆様どうもありがとうございました。